

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成31年3月24日 15時15分ごろ
発生場所	和歌山県串本町潮岬南方沖 潮岬灯台から真方位167°13.8海里付近 (概位 北緯33°12.8′ 東経135°49.0′)
事故の概要	自動車運搬船 <sup>プレリアデス</sup> PLEIADES LEADERは、漂流中、また、漁船 <sup>いちえい</sup> 第八市栄丸は、航行中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年6月10日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 自動車運搬船 PLEIADES LEADER、32,857トン 141125、日本郵船株式会社 B 漁船 第八市栄丸、19.86トン ME2-4111（漁船登録番号）、有限会社市栄丸 第252-21287号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A（ルーマニア籍）、締約国資格受有者承認証 船長（日本国発給） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 6、視界 良好 海象：波高 約1.5m 和歌山県串本町には、平成31年3月24日13時25分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	A船は、船長Aほか24人が乗り組み、入港時間調整の目的で、主機を停止し、船首を北方に向けて漂流中、船長Aが、約1.5ノット（kn）の東方への潮流がある状況下、レーダーで周辺に他船の映像を認めなかったため、周辺に接近する他船がないと思い、漂流を続けていたところ、接近したB船と衝突した。 船長Aは、小型船が船舶自動識別装置（AIS）を搭載しておらず、また、時化の状態ではレーダーに映らないので、B船に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、自動操舵で北進中、左舷船首方に漂流しているA船を認め、A船の船尾方を通過できると思い、食事の目的で操舵室を無人とした後、A船に衝突した。
分析	A船は、波高約1.5m及び約1.5knの東方への潮流がある状況

	<p>下、船首を北方に向けて漂流中、船長Aが、レーダーで周辺に他船の映像を認めず、周辺に接近する他船がないと思い、漂流を続けていたことから、接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、自動操舵で北進中、船長Bが、左舷船首方に漂流しているA船を認め、A船を通過できると思い、操舵室を無人として航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、波高約1.5m及び約1.5knの東方への潮流がある状況下、A船が船首を北方に向けて漂流中、B船が自動操舵で北進中、船長Aが、接近する他船がないと思い、漂流を続け、また、船長Bが、A船を通過できると思い、操舵室を無人として航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大型船の船橋当直者は、小型船がAISを搭載しておらず、また、時化の状態ではレーダーに映らないことがあるので、レーダーだけでなく目視等により周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 航行中は、操舵室を無人にせず、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> </ul>